

2009年(平成21年)9月1日

消費者庁長官 殿
消費者委員会委員長 殿
経済産業省 商務情報政策局長 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖
〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かけやま司法書士事務所内
電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228
URL <http://hyogo-c-net.com>

要 請 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のため、消費者被害や消費者政策に関わる情報の発信、消費者政策に関する提言、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動等を行うことを目的とし、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

このたび、当法人は、冠婚葬祭サービスに対する規制状況に関し検討しましたので、その検討結果に基づき、次のとおり要請いたします。

第1 要請の趣旨

冠婚葬祭サービスにつき、契約金額の支払方法が前払方式であるものの一括前払いであること等のために、割賦販売法の規制対象である「前払式特定取引」から外れる取引についても、「前払式特定取引」と同様の規制をすべく、割賦販売法の規制対象の拡大、あるいは新立法による規制等しかるべき措置をとるべきである。

第2 要請の理由

1 冠婚葬祭サービスに対する規制状況

(1) 冠婚葬祭互助会

割賦販売法の昭和47年改正により、「前払式特定取引」が新たに同法の適用範囲とされ、いわゆる冠婚葬祭互助会の形態が「前払式特定取引」にお

ける指定役務とされ、同法の規制対象とされた。

これにより、冠婚葬祭互助会は、事業を行うためには経済産業省の許可を受けなければならない、同法の「前払式割賦販売」と同様に、経済産業省による前払式特定取引契約約款の審査や財政的基礎の有無の審査を受け、前受金保全措置の義務が課せられることとなった。

規制の趣旨は、前払式特定取引については、倒産等の場合に商品の引渡し又は役務の提供を受けていない者に不測の損害を与えるおそれがあることから、購入者等の利益の保護を図るため、信用力のある経営基礎の確実な法人だけが許可をうけてこれを行うことができることとするにあり（経済産業省商務情報政策局取引信用課編著「平成16年版 割賦販売法の解説」205頁）、約款審査の趣旨も、前払式特定取引においては、契約の締結に際し、提供する役務の内容・賦払金の支払方法及びその時期・契約の解除に関する事項等が明確に定められており、かつ、その内容が適正であることが購入者等の利益の保護のために必要であるとの点にある（同解説207頁）。

互助会が同法改正により規制対象とされた理由に関しては、「消費者サイドから見ると、給付を受ける前に分割して金銭を預託しておくという形になるわけであり、その点から考えると、これは前払式の商品の割賦販売の場合と同じである。しかも、非常に組織が全国的に広がってくる傾向と見合わせて、この際、消費者保護の立場から法律の手当てをしておくことが適当だと考えたわけである。」と説明されている（同解説6頁）。

(2) 「前払式特定取引」に該当しない取引

他方、冠婚葬祭サービスであっても、割賦販売法の前払式特定取引の要件（二月以上の期間にわたり三回以上に分割した支払）に該当しない、一括払または二回払の支払回数であるものは「前払式特定取引」から外れるため、法規制が及んでいない。したがって、このような事業は、経済産業省の許可や監督がなく行うことができ、前受金保全措置の義務等も課されていない状況にある。

2 冠婚葬祭サービスの実情

冠婚葬祭サービスを行う事業者の中に、互助会形式ではなく、契約金を一括前払いさせる方式をとり、「前払式特定取引」に該当しない形態をとる事業者が現れている。

このような業態については、割賦販売法の「前払式特定取引」としての規制が及ばないことから、前受金保全措置の義務が課されていないことはもちろん、経済産業省の約款審査も受けていないこと等から、約款において、解除できる場合を制限する条項を置いたり、不当に高額と考えられる解約料の定めをし、解約時には一括前払いさせた契約金から多くを差し引いた金額しか返金しない旨定めたりしている。たとえば、50万円コース、100万円コースといった冠婚葬祭セレモニーコースを設け、契約時にコース金額を一括前払いさせ、解約時には納入金額の2分の1しか返金しないといったものである。また、業者

が倒産した場合には、互助会の倒産の場合であれば、サービス提供を受けていない互助会加入者は前受金保全措置により一定の保護が受けられるが、一括前払式業者の倒産の場合には、そのような保護措置はない。前払式の冠婚葬祭業という点で同じでありながら、支払い方法の違いによって契約者の救済に大きな差が生じる状況となっている。

現在の規制状況のもとでは、事業者が冠婚葬祭サービス業を行うにおいて、割賦販売法の規制を免れて利益を得るために、「前払式特定取引」に該当しない形態をとるということは、容易に想定しうることである。

また、事業者の中には、提供するセレモニーや加入説明会において特定の冠婚葬祭互助会の施設として宣伝され定着してきた施設を利用したり、事業者名として互助会の名称と類似の名称を用いる等している事業者があり、当該事業者と当該冠婚葬祭互助会が何らかの関係を有していると思受けられるケースがある。かかる場合においては、消費者の当該互助会に対する一定の信用が利用され、消費者に当該事業者と当該互助会が同一責任主体であるとの誤認を生じさせながら、他方で割賦販売法の規制を受けずに事業者が利益を得ている結果となっているといわざるを得ない。

さらに、互助会が、別途一括前払式形態の別会社を設立し、その別会社で契約者を募集させ、別会社から冠婚葬祭に関する役務提供（互助会の会館利用等）を受託することにより、割賦販売法の規制の回避を図りながら利益を得るといったことも起こりうる危険性がある。

このように一括前払式の冠婚葬祭サービスについて法規制がないまま放置することが許されない状況が生じているといえる。

3 規制の必要

冠婚葬祭サービスは、多数の人が利用し、契約金額も多額となっているといえるが、契約金額の支払方法が前払式である場合、業者は多数の人から多額の前受金を預かることになるもので、適正な管理が求められるものである。また、前払方式の契約の場合、冠婚葬祭の性質上サービス利用時期が契約時にあらかじめ決まっているわけではなく、契約してから長期間経過後にサービスを利用することが多いものであることから、契約者がサービス提供を受ける前に、業者の信用状況が契約時の状態より悪化し、業者が倒産に至ってしまうリスクも大きいものといえる。その場合には多数の契約者が不測の多額の被害を受けることになる。かかる事情は、分割払方式であれ、一括払い方式であれ前払式である以上異ならない。冠婚葬祭サービスで契約金額が前払方式であるものについては、分割払方式であれ、一括払い方式であれ、前受金保全措置等の規制の必要性があることには何ら変わりなく、一括払い方式を規制の対象としない理由はないはずである。

そもそも、冠婚葬祭業を行う互助会が割賦販売法の昭和47年改正により同法による規制対象とされたのは、当時、前払方式である冠婚葬祭互助会につき、法的規制が必要であると認識されていたところ、国会審議では割賦販売法では

なく新たな立法により規制をすべきではないか等の指摘もあったが、互助会は給付を受ける前に金銭を分割して事前に預託しておくという形態であって、この点において消費者にとっては前払式の商品の割賦販売の場合と同じであるといえることより、割賦販売法の改正項目に入れられたからである。一括前払方式について昭和47年法改正当時に法規制の議論がされなかったのは、一括前払方式をとる業態がまだ出現していなかったからに過ぎない。国会審議の政府答弁では、冠婚葬祭互助会を指定役務とすることに関し、「指定役務として指定すべき対象は、今後の社会状況とからんで出てくるかと考えられるが、差し当たっては、互助会の行っている冠婚葬祭に係る役務を規制の対象としたい」とされている（前記解説6頁）。互助会方式をとらず一括前払方式を採用する業態が現れている現在においては、これに対しても法的手当をする緊急の必要性がある。

したがって、冠婚葬祭サービスで前払方式であるものであって、支払方法が一括払いであること等のため「前払式特定取引」に該当しない取引は、法規制が必要であるにもかかわらず現行法の規制対象から外れているものといえるので、割賦販売法改正による規制対象の拡大あるいは新立法による規制等の措置により、「前払式特定取引」と同様の規制をすべきである。

以 上